

中村さんの賃貸併用住宅



東京都目黒区の東急田園都市線・駒沢大学駅から徒歩5分の好立地。2010年築、木造2階建て



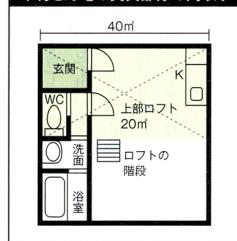
Professional

東京FPコンサルテ
ライフカウンセラーとしてラ
イフプラン、資産形成などの
代表取締役
紀平正幸さん
コンサルティングを行う。

40m²のワンルームに20m²のロフトを追加し、夫婦など2人世帯向け賃貸を狙った



中村さん宅の賃貸部分の間取り



ロフト20m²を加え、合計60m²の広さの居住空間を生み出すことができた。建物は2階建て、部屋数は1階と2階に1室ずつ、間取りはほぼ同じ構造だ（上の図・写真）。これらの工夫を施することで、夫婦など2人世帯の需要を取り込めるようにしながら、近隣の2人世帯向けの賃貸物件より少し家賃価格を下げて魅力度をアップさせた。こうして新築とともに賃借人が決まり、以降、気に入って居住を続けてもらっているという。

中村さんは家族4人で2階部分に住むが、子供が成長したら家族で他の物件に移り、1階・2階部分を両方賃貸に出すことも視野に入れている。

賃貸向けでも住宅ローンOK

中村さんのように、賃貸併用住宅で家賃収入を得るのは、家計を潤す手段の一つ。もちろん働いて収入アップを図るのもいいが、定後には現役世代ほどの収入は期待できないし、家族が働いて収入を得るにも限界がある。こうした時に「自宅にも働き手に回つてもらうこと」を検討したい」と、ファイナンシャルプランナーの紀平正幸

さんは言う。

中村さんは賃貸収入を稼ぐために、賃貸用マンションなどを手に入れよう。ただし、賃貸物件を借り入れで購入する場合、住宅ローンよりも金利が2～5%高いアパートローンを使わなくてはならない。

賃貸併用住宅なら、条件次第で住宅ローンが使える。自宅部分が建物全体の床面積の半分以上を占めれば、全額住宅ローンを使える場合が多い。現在、住宅ローンは変動タイプなら1%を割るものが主流。また、住宅ローンは控除で税優遇があるのも魅力だ。

賃貸併用住宅を新築する場合、

家賃収入を稼ぐために、賃貸用マンションなどを手に入れよう。ただし、賃貸物件を借り入れで購入する場合、住宅ローンよりも金利が2～5%高いアパートローンを使わなくてはならない。

賃貸併用住宅なら、条件次第で住宅ローンが使える。自宅部分が建物全体の床面積の半分以上を占めれば、全額住宅ローンを使える場合が多い。現在、住宅ローンは変動タイプなら1%を割るものが主流。また、住宅ローンは控除で税優遇があるのも魅力だ。

賃貸併用住宅を新築する場合、

中村さんの賃貸併用住宅の投資状況

総投資額：7300万円

うち物件価格：6800万円

(土地4500万円、建築費2300万円)

住宅ローン額：借入総額5800万円、実質負担額8万円
(期間35年。当初10年間は2.4%の固定金利、以降は固定か変動か選択)

実質利回り：4.1%

注：利回りは自宅部分も貯蓄したとして、「151万円（年間実質家賃収入12.6万円×12）×2÷7300万円（総投資額）」で算出

中村さんは賃貸収入を得て住宅ローンの負担をスリム化

年間家賃収入168万円

年間住宅ローン支出247万円

実質家賃収入
年151万円
(月12.6万円)

↑
諸経費合計17万円を支出
(管理費など0円・固定資産税など17万円)

住宅ローンの実質負担額
年96万円(月8万円)

賃貸収入のおかげで住宅ローン返済負担が軽減

世代の枠を超える

安心と安定を作る
二世帯住宅で



Professional
落合会計事務所
所長 税理士
落合孝裕さん

個人や法人向けの節税・相
続他、税務全般業務に対
応。週1回発行のメルマガ
が人気。

親と子の世帯が、2つの家族が
同じ屋根の下で暮らす「二世帯住
宅」で得する方法もある。子世帯
は親世帯と同じ敷地に住めば、金
銭面や子育ての支援も受けやすく
なる。親子供がそばにいれば、病
気になった時など心強い将来、親
世帯がいなくなつた際に、空き部
屋を賃貸して家賃収入を稼ぐこと
ができる。大和ハウス工業によれ
ば、最近は二世帯住宅の注文が増
えてるという。特に妻の両親と
住むケースも増えているようだ。
相続なども含め、二世帯住宅を
一口に二世帯住宅といつても、完
全に居住空間を分ける完全分離型
や、一部分離型など間取りは様々。
将来、賃貸併用に変更するなど応
用を利用しやすい構造にするのが
理想」というのが多くの専門家の
考え方。後々賃貸に出すことでも考
えるなら、「床や壁を専用の構造に
して互いの部屋を分ける必要があ
る。事前に行っておけば用途変更
時も円滑にいく(ミサワホーム)。

二世帯住宅で相続税を節税する
場合に押さえたいのが「小規模宅
地等の特例」。相続する土地が一定
の広さまでなら、相続税の課税評
価額を減額する制度で、居住用の
宅地の場合、330m²(注)までな
ら8割の減額となる。

二世帯住宅では、2013年ま
では外階段式の完全分離型の場合、
親が居住していない部分に対応す
る土地部分については特例を使え
ない。子供と親とが資金を出し合
った場合、その割合に応じて区分
登記した方が、自分の資産が明確
になる。共有の場合、財産の範囲
が曖昧になり相続時に揉める場合
もあることを考慮しておこう。

土地8割減の特例は外階段の要件が緩和 建物の登記の方法に注目



注: 2014年までは240m²

2階100m ² 兄夫婦が居住	1階100m ² 母・弟が居住	土地200m ² 母所有
建物を半々の割合で区分登記していると、土地部分も半分までしか小規模宅地等の特例が使えない		

メリット

- 1階部分を弟が相続した場合、小規模宅地等の特例(土地評価8割減)が土地全てに対して使える

デメリット

- 母と兄、どちらかが建物を売却しても単独では売却できない
- 「自分だけの財産」という気持ちになりにくい

母・兄夫婦が共有

- ローンが別々に組める

- 1階の母、2階の兄夫婦、どちらも単独で所有部分の修繕や売却ができる

弟が土地全体を相続した場合
でも、小規模宅地等の特例は、
半分の土地(建物の母持ち分に
相当する部分)しか使えない